

港区基準条例の改正について

令和5年3月17日（金）

港区障害者福祉課障害者支援係

区は、令和5年第1回港区議会定例会において、「港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を改正しました。

改正内容は以下のとおりですので、適正な事業運営をよろしくお願いいたします。

1. 改正内容について

▶ ①障害児の安全の確保に関する計画の策定

障害児通所支援事業における障害児の安全の確保を図るための計画の策定、当該計画の従業者への周知並びに研修及び訓練の実施を義務化し、定期的に当該計画の見直しを行います。

さらに、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知することを義務付けることとします。

●実施時期：令和5年4月1日

ただし、令和6年3月31日まで経過措置
(努力義務)

▶ ②自動車運行時の所在確認

障害児の事業所外での活動等のために自動車を運行する場合、障害児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在確認をすることを義務付けます。また、送迎用の自動車には、ブザー等の車内の障害児の見落とし防止装置を備えることも義務付けることとします。

●実施時期：令和5年4月1日

ただし、車内の障害児の見落とし防止装置の設置については、令和6年3月31日まで経過措置
(努力義務)

▶ ③保育所に入所している児童等と障害児とを交流させる場合の従業者の配置基準の緩和

保育所に入所している児童等と児童発達支援事業所に通所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これまで専従規定により支援できなかった保育所等を利用する児童への支援も行うことができることとします。

●実施時期：令和5年4月1日

▶ ④懲戒に係る権限の濫用禁止の削除

民法における懲戒権の規定が削除されたことに伴い懲戒権に関する規定を削除し、一方で今般の児童を取り巻く状況を考慮し、不当な行為の禁止を義務付けることとします。

●実施時期：令和5年4月1日

法令遵守の徹底について

1. 根拠法令について

▶ 根拠となる法律

児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則

▶ 施設の運営にあたって人員、設備及び運営に関すること

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

⇒ 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2. 行政処分について

▶ 障害児通所支援事業所で過去にあった問題

報酬の不正受給、個別支援計画の未作成、利用児童への虐待などの問題が起こった場合には、事業所は自治体から行政処分を受けることとなります。問題の内容によって、数か月の営業停止処分や指定の取り消し処分が行われます。

2. 行政処分について

▶ 行政処分の例

事例①

- ・ 問題：利用児童に対する虐待、報酬の不正受給、
人員に関する文書偽造
- ・ 処分：指定の取り消し処分、報酬の返還

事例②

- ・ 問題：定員超過減算を不正に免れたこと、請求しなかった
超過分を別の日に請求、記録の偽造
- ・ 処分：指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止3か月）、
報酬の返還

2. 行政処分について

▶ 行政処分の例

事例③

- ・ 問題：利用児童に対する虐待
- ・ 処分：指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止6か月）

事例④

- ・ 問題：利用児童が通所していない日に通所したとして、報酬を不正に請求、記録の偽造
- ・ 処分：指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止3か月）

2. 行政処分について

▶ 問題が大きくなる前に相談を

報酬の不正受給、個別支援計画の未作成、利用児童への虐待などの問題は、決して許されることではありません。

しかしながら、そのような問題が発生する背景には、様々な事情があると考えます。

何かお困りのことがありましたら、区にご相談ください。